

2011年4月1日

会員各位

社団法人日本雑誌協会

## 「電子的雑誌に関する肖像権等の権利処理ガイドライン」の取り扱いについて

平素は、雑誌協会の活動にご理解、ご協力くださり、ありがとうございます。

3月16日の定例理事会で、社団法人日本音楽事業者協会（音事協）との標記ガイドラインの内容を確認いたしました。

当協会が音事協に持ちかけ、1年間にわたり話し合ってきました。この間、曲折はあったものの、雑誌制作に参加する立場で、共に雑誌の場を維持しつつ、新しい雑誌の場を創出していくという認識は共有されました。

昨年秋に策定した日本文藝家協会、日本写真著作権協会とのガイドラインの趣旨と、そこは変わりません。長い間の話し合いを経て合意したものであり、著作権者2団体との指針と同様、双方の善意と信頼が根底にあると考えます。

タレントの肖像、パブリシティ権は法律で明文化されていません。このため、当協会の編集委員会から、雑誌報道とその利用の観点から、その足かせになりかねない、との意見が出され、理事会でも議論したところです。

音事協とは、ガイドライン発効後、3か月ごとに話し合いを行い、見直すことになっています。

### <標記ガイドラインの取り扱いについて>

○発効日は4月1日とし、雑誌協会のホームページにガイドラインと別紙の告知を掲載する。

○このガイドラインは、予め編集部内に企画があって、出演交渉をする場合が前提となります。

これを明確にするため、第1項に「契約に基づき雑誌制作に参加するタレント」と規定しています。

したがって、報道目的は除外されています。音事協とのこれまでの話し合いにおいても、この点は確認しています。

○「従来の印刷物における慣習に影響を及ぼすものではない」（第8項）と明記し、電子的雑誌の利用範囲に限定しています。

○「雑誌」と「電子的雑誌」の許諾と対価は別途規定（第4項および5項）し、特例（第6項）を設けています。

特例は、発効の日から1年間を実証実験期間とみなし、対価を無償とするものです。したがって、この期間は事実上の一括処理でのトライアルが可能になります。

○このガイドラインの適用は、各出版社、各編集部の任意です。

音事協にとっても、加盟社を拘束するものではありません。

以上。